

議案第130号

京丹後市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定の取消しについて

京丹後市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定の取消しについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

京丹後市長 中山 泰

指定を取消す郵便局の名称

丹後木津郵便局、中浜郵便局及び野中郵便局

提案理由

京丹後市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取消すため、議会の議決を求めるものである。